

3. 令和5年度 市町村民税・県民税の税制改正

◎住宅ローン控除の延長・見直し

住宅ローン控除の適用期限が4年延長（令和7年12月31日までに入居した者が対象）されます。

個人住民税における住宅ローン控除限度額は、次の表のとおりです。

居住年月	平成21年1月～ 平成26年3月	平成26年4月～ 令和3年12月	令和4年1月～ 令和7年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額の 5% (最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額の 7% (最高13.65万円)	所得税の課税総所得金額の 5% (最高9.75万円)

◎成年年齢引き下げに伴う個人住民税の非課税措置における未成年の要件変更

民法改正によって成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、令和5年度から、1月1日(賦課期日)時点で18歳または19歳の方は、個人住民税の非課税判定において、未成年にあたらないこととなりました。

未成年者は、前年中の合計所得金額が135万円以下の場合は課税されませんが、未成年者にあたらない方は、前年中の合計所得金額が38万円を超える場合は課税されます。

令和4年度まで	令和5年度から
20歳未満 (令和4年度の場合、平成14年1月3日以降に生まれた方)	18歳未満 (令和5年度の場合、平成17年1月3日以降に生まれた方)